

別紙 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金についての一部改正新旧対照表 (案)

改正後	現行
<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 平成11年4月30日 厚生省発見第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知 [一部改正] 平成11年12月9日厚生省発見第140号 平成12年5月19日厚生省発見第91号 平成12年11月22日厚生省発見第129号 平成13年8月2日厚生省発見第314号 平成14年11月11日厚生労働省発見第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発見第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発見第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発見第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発見第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発見第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発見第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発見第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発見第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発見第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発見第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発見第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発見第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発見第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発見第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発見第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発見第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発見第0129001号 平成 年 月 日厚生労働省発見第 号</p>	<p>児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について 平成11年4月30日 厚生省発見第86号 各都道府県知事・各指定都市の市長・各中核市の市長あて 厚生事務次官通知 [一部改正] 平成11年12月9日厚生省発見第140号 平成12年5月19日厚生省発見第91号 平成12年11月22日厚生省発見第129号 平成13年8月2日厚生省発見第314号 平成14年11月11日厚生労働省発見第1111002号 平成15年1月30日厚生労働省発見第0130004号 平成15年12月22日厚生労働省発見第1222001号 平成16年2月9日厚生労働省発見第0209007号 平成16年7月16日厚生労働省発見第0716001号 平成16年12月3日厚生労働省発見第1203002号 平成17年1月4日厚生労働省発見第0104003号 平成17年2月1日厚生労働省発見第0201006号 平成17年6月1日厚生労働省発見第0601001号 平成18年2月3日厚生労働省発見第0203005号 平成18年6月27日厚生労働省発見第0627001号 平成19年3月5日厚生労働省発見第0305002号 平成19年3月6日厚生労働省発見第0306003号 平成19年7月25日厚生労働省発見第0725003号 平成20年2月6日厚生労働省発見第0206003号 平成20年6月12日厚生労働省発見第0612002号 平成20年6月23日厚生労働省発見第0623001号 平成21年1月29日厚生労働省発見第0129001号</p>

このたび「児童福祉法による児童入所施設措置費等の国庫負担金」に係る交付要綱が次のとおりに定められ、平成11年4月1日から適用されることとなったので、その事務処理に当たっては適正かつ円滑なる執行を期せられたく通知する。なお、平成10年6月12日厚生省発見第105号「児童福祉法による入所施設措置費(児童家庭局所管施設)等国庫負担金及び児童福祉事業対策費等国庫補助金について」は廃止する。

ただし、平成10年度分以前の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

略

改正後	現行
<p>(通則) この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生労働省}令第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。</p> <p>第1 用語の意義</p> <p>次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。</p> <p>1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村又は児童相談所が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施、第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助事業の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第3号、第7号の3及び第8号又は第51条第2号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育につき法第45条の最低基準を維持するための費用（別に定めるところにより助産施設における同様の取扱いをすする厚生労働大臣が設置する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする。</p> <p>(1) 事務費 児童福祉施設（児童自立生活援助事業及び小規模住居型児童養育事業を含む。以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。</p> <p>(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置が停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p>	<p>(通則) この交付要綱は、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生労働省}令第6号）第2条の規定に基づき、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金」の交付について定めることを目的とする。</p> <p>第1 用語の意義</p> <p>次に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによること。</p> <p>1 「措置費等」とは、都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市、市町村又は児童相談所が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第27条第1項第3号に規定する措置、第22条第1項に規定する助産の実施、第23条第1項に規定する母子保護の実施又は第33条第1項及び第2項に規定する児童の一時保護業務を行った場合における法第50条第3号、第6号の3、第7号及び第8号又は第51条第2号に規定するその児童等の入所後又は委託後の保護又は養育につき法第45条の最低基準を維持するための費用（別に定めるところにより助産施設における同様の取扱いをすする厚生労働大臣が設置する国立高度専門医療センター及び独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関（以下「国立高度専門医療センター等」という。）については、入所後の助産に要する費用とする。）をいい、これを次の費目に分けるものとする。</p> <p>(1) 事務費 児童福祉施設（以下「施設」という。）及び児童相談所が設ける一時保護所を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費をいう。</p> <p>(2) 事業費 事務費以外の経費であって、施設に入所し、又は里親に委託されている児童等（ただし、措置が停止されている児童を除く。）若しくは一時保護所に一時保護されている児童等に直接必要な諸経費を総称したものをいう。</p> <p>2 「定員」とは都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村以外の者が設置する施設にあつては、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が認可した定員（母子生活支援施設については世帯数とする。この項において以下同じ。）をいい、都道府県立、指定都市立、中核市立、児童相談所設置市立及び市町村立（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）の施設にあつては、その都道府県、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び市町村の条例等で定めた定員をいう。ただし、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長が暫定定員を定めたときは、その暫定定員をいう。</p> <p>3 「保護単価」とは、措置児童等の1人当たりの事務費及び事業費の月額（一時保護所にあつては、その一時保護所の運営に必要な事務費及び事業</p>

改正後	現行
<p>4 略</p> <p>5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「17/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）附則別表（以下「附則別表」という。）第2の支給割合が<u>17/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(2) 「14/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>14/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>12/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(4) 「11/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>11/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(5) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>10/100</u>とされている地域及び習志野市、八千代市、小金井市、東久留米市、逗子市、摂津市とする。</p> <p>(6) 「9/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>9/100</u>とされている地域及び綾瀬市、座間市とする。</p> <p>(7) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>8/100</u>とされている地域及び大東市とする。</p> <p>(8) 「7/100」とは、東大和市、松原市とする。</p> <p>(9) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>6/100</u>とされている地域及び狹山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。</p> <p>(10) 「5/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>5/100</u>とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。</p> <p>(11) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>3/100</u>とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。</p> <p>(12) 「その他」とは(1)から(11)以外に属する地域とする。</p>	<p>費の年額) その他の単価であって、第3に定めるところにより都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長がその施設、里親及び一時保護所について設定したものをいう。</p> <p>4 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員その他の員数を乗じて得た値であって、第4に定めるところにより施設又は里親に対し各月算定して支弁しなければならぬもの及び一時保護所費をいう。</p> <p>5 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。</p> <p>(1) 「16/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49（以下「人事院規則」という。）附則別表（以下「附則別表」という。）第2の支給割合が<u>16/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(2) 「13/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>13/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(3) 「12/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>12/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(4) 「10/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>10/100</u>とされている地域及び小金井市、逗子市、摂津市とする。</p> <p>(5) 「9/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>9/100</u>とされている地域とする。</p> <p>(6) 「8/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>8/100</u>とされている地域及び習志野市、八千代市、東久留米市とする。</p> <p>(7) 「7/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>7/100</u>とされている地域及び綾瀬市、座間市、大東市、松原市とする。</p> <p>(8) 「6/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>6/100</u>とされている地域及び狹山市、新座市、鳩ヶ谷市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、蕨市、東大和市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、川西市とする。</p> <p>(9) 「4/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>4/100</u>とされている地域及び伊勢原市、神奈川県寒川町とする。</p> <p>(10) 「3/100」とは、人事院規則附則別表第2の支給割合が<u>3/100</u>とされている地域及び長岡京市、広島県府中町とする。</p> <p>(11) 「その他」とは(1)から(10)以外に属する地域とする。</p>

改正後	現行
6 略	6 「義務教育諸学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）及び（中学校中等教育学校前期課程並びに特別支援学校の中等部を含む。）をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）をいう。
7 略	7 「助産施設」には、妊産婦を入所させる国立高度専門医療センター等を含むものとする。
8 略	8 「児童養護施設における乳児」とは、法第27条第1項第3号による入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に1歳に達した場合においても、その年度中に限り乳児とみなすものとし、「児童養護施設における1・2歳児」とは、入所の措置が行われた日の属する月の初日において1歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなすものとし、「児童養護施設における年少児」とは、就学前の措置児のうち乳児及び1・2歳児を除いたものをいう。
9 略	9 「母子生活支援施設の保育室における3歳未満児」とは、法第23条第1項による母子保護の実施が行われた日の属する月の初日において3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り3歳未満とみなすものとする。
10 略	10 「乳児院における2歳未満児」とは、法第37条本文の規定による入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に2歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳未満とみなし、「乳児院における2歳児」とは、入所の措置がとられた日の属する月の初日において2歳以上で3歳に達していない児童をいい、その児童がその年度中に3歳に達した場合においても、その年度中に限り2歳とみなし、「乳児院における3歳以上児」とは、措置児のうち2歳未満児及び2歳児を除いたものをいう。
11	
12	
11 「児童自立生活援助事業」とは、 <u>法第6条の2第1項による事業をいい、以下「自立援助ホーム」という。</u>	
12 「小規模住居型児童養育事業」とは、 <u>法第6条の2第8項による事業をいい、以下「ファミリーホーム」という。</u>	

改正後	現行
<p>第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法</p> <p>1 略</p> <p>2 事務費の保護単価の設定方法</p> <p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、自立援助ホーム及びファミリーホームのその年度における措置児童等1人当たり（母子生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の所在する地域、定員等により定まる別表1の職務費の保護単価表の1一般分保護単価の1一般分保護単価をそのまま設定するものとし、その施設が次表第2欄に掲げる場合第2欄に定める加算分保護単価をその施設は、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価とすること。</p>	<p>第3 保護単価その他の支弁基準の設定方法</p> <p>1 保護単価その他の支弁基準の関係者への通知 都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長は、それぞれの監督に属する施設及び里親について、次の2から4までに定めるところによりその年度における措置費等の保護単価その他の支弁基準を設定しなければならないこと。 この場合において、都道府県知事又は指定都市、中核市若しくは児童相談所設置市の市長はその保護単価その他の支弁基準について市町村長、施設の長、里親に対し通知する措置を講ずること。</p> <p>2 事務費の保護単価の設定方法</p> <p>(1) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院又は母子生活支援施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院生活支援施設については1世帯当たり）の事務費の月額保護単価の所在する地域、定員等により定まる別表1の職務費の保護単価表の1一般分保護単価（別表2の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が次表第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とすること。</p>

改正後		現行	
単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄	単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄
1 小規模施設加算分保護単価	児童養護施設であって、別表2のその施設の職員の定数表の「児童指導員、保育士」の欄のただし書に掲げる職員がおかれている場合	1 小規模施設加算分保護単価	児童養護施設であって、別表2のその施設の職員の定数表の「児童指導員、保育士」の欄のただし書に掲げる職員がおかれている場合
2 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合	2 職業指導員加算分保護単価	児童養護施設又は児童自立支援施設であって、別表2のその施設の職員定数表に掲げる「職業指導員」が別に定める基準によりおかれている場合
3 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「保育士」がおかれる場合	3 母子生活支援施設保育士加算分保護単価	別表1の事務費の保護単価の(3)母子生活支援施設保育士加算分保護単価
4 母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「母子指導員」がおかれる場合	4 母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価	別表1の事務費の保護単価の(4)母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価
5 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	母子生活支援施設であって、別表2のその施設の職員の定数表に掲げる「少年指導員兼事務員」がおかれている定員20世帯以上の施設の場合	5 母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価	別表1の事務費の保護単価の(5)母子生活支援施設少年指導員兼事務員加算分保護単価
6 寒冷地加算分保護単価	国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）に定める地域に所在する場合	6 寒冷地加算分保護単価	別表1の事務費の保護単価の(11)寒冷地加算分保護単価

改正後		現行	
単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄	単価の名称 第1欄	設定の条件 第2欄
7 事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合	7 事務用採暖費加算分保護単価	北海道に所在する場合
8 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合	8 単身赴任手当加算分保護単価	別に定める基準による職員が在職している場合
9 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。	9 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合ただし、昭和46年7月16日社庶第121号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。
10 除雪費	豪雪地帯特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合	10 除雪費	豪雪地帯特別措置法（昭和37年4月5日法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する地方公共団体の経営する施設以外の施設の場合
11 降灰除去費	活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第12条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合	11 降灰除去費	活動火山対策特別措置法（昭和48年7月24日法律第61号）第12条第1項の規定に基づく降灰防除地域に所在する施設の場合
適用される単価 第3欄	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(26)事務用採暖費加算分保護単価	適用される単価 第3欄	別表1の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(25)事務用採暖費加算分保護単価
別に定める基準により設定された保護単価	一般分保護単価表（小規模施設加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価、母子生活支援施設少 年指導員兼事務員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価及び事務用採暖費加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの単価を加算した額）×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）	別に定める基準により設定された保護単価	一般分保護単価表（小規模施設加算分保護単価、職業指導員加算分保護単価、母子生活支援施設保育士加算分保護単価、母子生活支援施設母子指導員加算分保護単価、母子生活支援施設少 年指導員兼事務員加算分保護単価、単身赴任手当加算分保護単価、事務用採暖費加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの単価を加算した額）×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。）
別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(27)除雪費加算分保護単価		別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(26)除雪費加算分保護単価	
別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(28)降灰除去費加算分保護単価		別表1の事務費の保護単価の2加算分保護単価の(27)降灰除去費加算分保護単価	

改正後	現行
<p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 地方公共団体の支弁義務 地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第7号の3、第8号及び第8号及び第51条第2号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>2 措置費等の費目の用途及び各月の支弁額の算式 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の用途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。</p>	<p>第4 各月の支弁額の算式及び支弁の方法</p> <p>1 地方公共団体の支弁義務 地方公共団体は、法第50条第6号、第6号の3、第7号、第8号及び第51条第2号の規定によりその施設等に対し、2及び3に定めるところにより算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合算した額を、その月の措置費等の支弁額として支弁しなければならないこと。</p> <p>2 措置費等の費目の用途及び各月の支弁額の算式 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設、乳児院、母子生活支援施設、助産施設、里親又は一時保護所に対する措置費等の費目の種類は、次表第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの支弁対象児童等、その経費の用途及びその各月の支弁額の算式は、同表の第2欄から第4欄に掲げるとおりとすること。</p>

改正後		現行	
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所障害児短期治療施設（通所部を含む）、支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム）又は一時保護を受けた児童自立支援施設、児童養護施設及び乳児院を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の仕事の執行に伴う諸経費	<p>次の算式(1)及び乳児院については、算式(2)により算定した額。ただし、その月1日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者があつた場合には、2以上の支弁義務者の算定は次の算式(3)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとして）を定めて算式(4)により算定した額とする。</p> <p>算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の定員（通所部の場合は通所部の定員）（その月1日において私的契約者があつたときは、その数を控除した数）</p> <p>算式(2) 2歳未満児の月額保護単価×〔定員（その月1日において私的契約者があつたときは、その数を控除した数）－その月1日の2歳以上児措置児童数－その月1日の3歳以上児措置児童数〕＋その月1日の月額保護単価×その月1日の2歳以上児措置児童数</p> <p>算式(3) その施設の月額保護単価×その施設の定員（その月1日において私的契約者があつたときは、その数を控除した数）×支弁率</p> <p>その支弁義務者の支弁すべきその月1日の措置児童数等又は世帯数 その施設その月1日の総措置児童数等又は世帯数</p>
費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の用途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄
(1) 事務費	児童養護施設、児童自立支援施設（通所障害児短期治療施設（通所部を含む）、支援施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム）又は一時保護を受けた児童自立支援施設、児童養護施設及び乳児院を含む。）	施設等を運営するために必要な職員の仕事の執行に伴う諸経費	<p>次の算式(1)及び乳児院については、算式(2)により算定した額。ただし、その月1日においてその施設に対し、2以上の支弁義務者があつた場合には、2以上の支弁義務者の算定は次の算式(4)（関係支弁義務者が協議を行い、各支弁義務者が措置児童数等にかかわらず、支弁すべき人員（いわゆる協定人員）を定めて支弁することとして）を定めて算式(5)により算定した額とする。</p> <p>算式(1) その施設の月額保護単価×その施設の定員（通所部の場合は通所部の定員）（その月1日において私的契約者があつたときは、その数を控除した数）</p> <p>算式(2) その施設の月額保護単価×その施設その月1日の現員（その月1日において私的契約者があつたときは、その数を控除した数）</p> <p>算式(3) その施設の月額保護単価×その施設その月1日の現員（その月1日において私的契約者があつたときは、その数を控除した数）×支弁率</p> <p>算式(4) その施設の月額保護単価×その施設の定員（その月1日において私的契約者があつたときは、その数を控除した数）×支弁率</p>

改正後		現行		
費の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	
(1) 事務費	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	
(1) 事務費	その支弁義務者の支弁すべき その月月初日の措置児童数又は世 帯数 その施設その月月初日の総措置児童 数等又は世帯数 算式(5) その施設の月額保護単価×その協 定人員(その月月初日において私的契 約者があるときは、その数を控除し た数) イ ウ		算式(4) その施設の月額保護単価×その協 定人員(その月月初日において私的契 約者があるときは、その数を控除し た数) イ その月月初日において、児童養護施 設に乳児、1・2歳児又は年少児が それぞれ入所している場合には、次 の算式により算定した額。 算式 乳児、1・2歳児又は年少児加算分 月額保護単価×その月月初日の乳児、 1・2歳児又は年少児数 ウ 児童養護施設、児童自立支援施設、 情緒障害児短期治療施設、乳児院が 寒冷地手当支給規則の一部を改正す る省令(平成16年総務省令第129号) の施行(平成16年10月28日)前の寒 冷地手当支給規則(昭和39年総務府 令第33号)別表第1に掲げる旧5級 地である地域に所在する場合であつ て、その月月初日においてポイラーを 有し、かつ、ポイラー技士がおかれ ている場合又はその他の地域に所在 する場合であつて、その初日におい て「ポイラー及びび庄力容器安全規則」 (昭和47年労働省令第33号)第1条 第1号に規定するポイラーを設置 しており、かつ、同規則第97条に規 定するポイラー技士免許を受けた者 が置かれていない場合において、それ ぞれポイラー技士1人分の雇上費と して次の算式により算定した額。 算式 ポイラー技士雇上費加算分月額保 護単価×アの算式により算定された 単価 エ 児童養護施設が別に定める基準に 該当する場合においては次の算式に よつて算定した額。 算式 特別指導費加算分月額保護単価× アの算式により算定された額	

改正後				現行			
費目 の種 類 第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄	費目 の種 類 第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄
(1)事務費			<p>シ 児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合は、次の算式による算式。</p> <p>ただし、基幹的職員加算の対象者は1施設1名とし、施設長は加算の対象とはしないこと。</p> <p>算式 ア 基幹的職員加算分月額保護単価× ス 乳児院が別に定める基準に該当する場合は、次の算式による算式。</p> <p>算式 セ 乳児院（定員50人以上）の家庭支援専門相談員加算分月額保護単価× ソ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合は、次の算式による算式。</p> <p>算式 タ 特別生活指導費加算分月額保護単価× ト 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合は、次の算式による算式。</p> <p>算式 チ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合は、次の算式による算式。</p>	(1)事務費			<p>シ 乳児院が別に定める基準に該当する場合は、次の算式による算式。</p> <p>算式 ス 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合は、次の算式による算式。</p> <p>算式 セ 特別生活指導費加算分月額保護単価× ソ 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合は、次の算式による算式。</p> <p>算式 ト 母子生活支援施設が別に定める基準に該当する場合は、次の算式による算式。</p> <p>算式 タ 保育機能強化加算分月額保護単価× ト アの算式により算定した額。</p> <p>算式 チ その施設において別に定める基準に該当する場合は、次の算式による算式。</p> <p>算式 チ アの算式により算定した額。</p>

改正後				現行			
費日 の種 類第 1欄	支弁 対象 児童 等第 2欄	経費 の使 途第 3欄	各月 の支 弁額 の算 式第 4欄	費日 の種 類第 1欄	支弁 対象 児童 等第 2欄	経費 の使 途第 3欄	各月 の支 弁額 の算 式第 4欄
(1) 事務費			算式 母子生活支援施設（定員40世帯以上）母子指導員、少年指導員加算分保護単価×アの算式により算定した額 又は その施設において別に定める基準に該当する場合においては次の算式により算定した額。 算式 単身赴任手当加算分月額保護単価×アの算式により算定された定員 (2) 略 (3) 略	(1) 事務費			(2) 施設が新設される場合における事務費の支弁額は、その開所する月の前月の支弁額は、次の算式により算定した額とし、開所した月からは(1)による。ただし、その開所した日がある月の月初日でなかった場合には、本文の適用はない。 算式 その施設の月額保護単価（民間施設給与等改善費を除く。）×その施設の定員×0.5（半月分） (3) 一時保護所の事務費の支弁額は、次のアからウまでにより算定した額の合計額とする。 ア 次により算出した利用定員が該当する保護単価。 イ 〔前年度の一時保護延べ人日／12月／30.4〕（小数点以下第1位の数値を切り上げる）×1.205（小数点以下第1位の数値を四捨五入） ウ その一時保護所が別に定める基準に該当する場合においては、次の額を加算する。 エ 一時保護所処遇促進加算分保護単価 ウ その一時保護所が国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）の別表に定める支給地域に所在する場合 エ 一時保護所寒冷地加算分保護単価を加算した額。

改正後				現行			
費日 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄	費日 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の使途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄
(1) 事務費			(4) 児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設及び乳児院において暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定められた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、自立援助ホーム及びファミリーホームにおいて定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ施設、肢体不自由児施設、心身障害児施設において認可定員又は条例等で定められた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び、肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれ支弁額は、次の算式により算定した額とする。	(1) 事務費			(4) 児童養護施設、児童自立支援施設及び乳児院において、暫定定員を超えて認可定員又は条例等で定められた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び、知的障害児施設、第一種自閉症児施設、第二種自閉症児施設、盲児施設、ろうあ施設、肢体不自由児施設、心身障害児施設において認可定員又は条例等で定められた定員に達する範囲内で一時保護を受託した場合、及び、肢体不自由児又は重症心身障害児を入所させる児童福祉法第7条第6項に規定する指定医療機関において一時保護を受託した場合のそれぞれ支弁額は、次の算式により算定した額とする。
			略				<p>(その施設の月額保護単価/30.4 (10円) × 未満の端数は切り捨て) × その月の受託延べ日数</p> <p>(注) 受託施設が障害児施設又は指定医療機関である場合の施設の月額保護単価は平成19年12月18日厚生労働省発障第1218002号「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金について」において定める月額保護単価とする。</p>

現行

改正後

費目の種類第1欄	支弁対象児童等第2欄	経費の使途第3欄	各月の支弁額の算式第4欄																		
(2)			<p>一般生活費保護単価表 (措置児童(者)等1人当たり)</p> <table border="1"> <tr> <td>施設種別</td> <td>一般生活費(月額)</td> </tr> <tr> <td>児童養護施設</td> <td>乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円</td> </tr> <tr> <td>児童自立支援施設</td> <td>入所児分 47,430円 通所児分 14,600円</td> </tr> <tr> <td>情緒障害児短期治療施設</td> <td>入所児分 47,860円 通所児分 14,600円</td> </tr> <tr> <td>里親</td> <td>乳児分 54,980円 乳児以外分 47,680円</td> </tr> <tr> <td>乳児院</td> <td>3才未満児分 54,730円 3歳以上児分 47,430円</td> </tr> <tr> <td>ファミリーホーム</td> <td>乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円</td> </tr> <tr> <td>自立援助ホーム</td> <td>10,340円</td> </tr> <tr> <td>母子生活支援施設</td> <td>入所者 3,550円 保育室保育入所児童 8,890円 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円</td> </tr> </table>	施設種別	一般生活費(月額)	児童養護施設	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円	児童自立支援施設	入所児分 47,430円 通所児分 14,600円	情緒障害児短期治療施設	入所児分 47,860円 通所児分 14,600円	里親	乳児分 54,980円 乳児以外分 47,680円	乳児院	3才未満児分 54,730円 3歳以上児分 47,430円	ファミリーホーム	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円	自立援助ホーム	10,340円	母子生活支援施設	入所者 3,550円 保育室保育入所児童 8,890円 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円
施設種別	一般生活費(月額)																				
児童養護施設	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円																				
児童自立支援施設	入所児分 47,430円 通所児分 14,600円																				
情緒障害児短期治療施設	入所児分 47,860円 通所児分 14,600円																				
里親	乳児分 54,980円 乳児以外分 47,680円																				
乳児院	3才未満児分 54,730円 3歳以上児分 47,430円																				
ファミリーホーム	乳児分 54,730円 乳児以外分 47,430円																				
自立援助ホーム	10,340円																				
母子生活支援施設	入所者 3,550円 保育室保育入所児童 8,890円 3歳未満児 8,890円 3歳以上児 5,500円																				
一般	生	活	費																		
(2)			<p>算式(2) 入院病弱等児童加算費用月額保護単価90,620円×その月初日以外の日に委託する里親の措置がなかった場合(1)の算式(1)の里親の一般生活費月額保護単価(30.4)×その月の委託措置児童延べ人数×3日</p>																		
(2)			<p>算式(2) 入院病弱等児童加算費用月額保護単価90,620円×その月初日以外の日に委託する里親の措置がなかった場合(1)の算式(1)の里親の一般生活費月額保護単価(30.4)×その月の委託措置児童延べ人数×3日</p>																		
(2)			<p>算式(2) 入院病弱等児童加算費用月額保護単価90,620円×その月初日以外の日に委託する里親の措置がなかった場合(1)の算式(1)の里親の一般生活費月額保護単価(30.4)×その月の委託措置児童延べ人数×3日</p>																		

改正後		現行	
費目 の種 類第 1欄	(4) 乳児等受入加算費	支弁対象児童等 第2欄 児童養護施設、 児童自立支援施 設、乳児院、情 緒障害児短期治 療施設、母子生 活支援施設、フ アミリーホーム、 知的障害児施設、 第一種自閉症児 施設、第二種自 閉症児施設、盲 児施設、ろうあ 児施設、肢体不 自由児施設入所 部、肢体不自由 児療護施設及び 重症心身障害児 施設の一時保護 委託児童（3歳 未満児） 略	支弁対象児童等 第2欄 助産施設の入所 妊産婦
経費の用途 第3欄	その児童（世帯）を支援する ための職員の 雇上経費及び 日常生活に必 要な経費	経費の用途 第3欄 施設の運営に 必要な事務費 及び生活諸経 費	経費の用途 第3欄 施設の運営に 必要な事務費 及び生活諸経 費
各月の支弁額の算式 第4欄	次の算式により算定した額。 算式 一時保護委託児童数（3歳未満児）× 日額2,190円	各月の支弁額の算式 第4欄	各月の支弁額の算式 第4欄
費目 の種 類第 1欄	(5) 助産施設基本分保護費	助産施設基本分保護費	助産施設基本分保護費
経費の用途 第3欄	略	助産施設基本分保護費	助産施設基本分保護費
各月の支弁額の算式 第4欄	次の算式により算定した額の合算額。 算式 ア 略	各月の支弁額の算式 第4欄	各月の支弁額の算式 第4欄
注 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(12)の費目の項に定めるところによる。		注 異常分娩のため第二種助産施設から入院する場合等については、この欄に掲げる経費のほか、医療費を支弁できるものとし、その支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(12)の費目の項に定めるところによる。	

改正後				現行			
費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(5) 助産施設基本分保護費	(注) 保 険 料	保険料	略	(4) 助産施設基本分保護費	(注) 保 険 料	保険料	分娩を取り扱った場合においては、 アにより支弁する点数分のほか、医学 的管理の下における出産について、特 定出産事故に係る事故が発生した場合 において、出生者の養育に係る経済的 負担の軽減を図るための補償金の支払 に要する費用の支出に備えるための保 険契約（出生者等に対し、総額3,000万 円以上の補償金を支払う契約）が締結 されており、かつ、特定出産事故に関 する情報の収集、整理、分析及び提供 の適正かつ確実な実施のための措置を 講じている場合に、その保険料相当額 として、分娩児1人につき、30,000円 を限度として支弁できる。
(6) 幼 稚 園 費	児童養護施設、児 童自立支援施設、 情緒障害児短期治 療施設、乳児院若 しくはファミリー ホームの入所児童 又は里親の委託児 童	その児童の 幼稚園就園 に必要な経 費	次の算式により算定した額。 その施設等その月におけるその措置児 童につき、幼稚園に就園している児童であ つて、幼稚園就園に必要な入学金、保育料、 制服等の実費（寄付金は除く。）を合算し た額。 ただし、各自治体において幼稚園就園奨 励費を補助している場合においては、その 就園奨励費補助額を控除した額とする。	(5) 教 育 費	児童養護施設、児 童自立支援施設、 情緒障害児短期治 療施設の措置児童 又は里親の委託児 童であつて、義務 教育諸学校又は特 別支援学校の高等 部に在学中のもの 及び特別支援学校 の高等部1学年に 入学するもの。	次に掲げる 経費 (1) その児童 の義務教育 (特別支援 学校高等部 の教育を含 む。) に必要な学 用品費 (2) 教材代 (3) 通学のた めの交通費 (4) 児童自立 支援施設の 教材費	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代又は通学のための交通 費を支弁すべき児童があるときは、それ ぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した 額を、児童自立支援施設においては、教 材費として算式(4)により算定した額を、 特別支援学校高等部第1学年に入学する 児童があるときは算式(5)により算定した 額を、それぞれ算式(1)によって算定した 額に加算する。なお、算式(5)については 4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価 ×その月の学年別就学措置児童数

改正後				現行			
費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄	費目 の種 類第 1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(7) 教 育 費	児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設若しくはアミリーホームの入所児童又は里親の委託児童であつて、義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部及び特別支援学校の高等部に入学するもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育(特別支援学校の教育を含む。)に必要な学用品費 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) 部活動費 (5) 学習塾費 (6) 児童自立支援施設の教材費 (7) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	次の算式(1)によって算定した額。 ただし、教材代、通学のための交通費、部活動費又は学習塾費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)から算式(5)により算定した額を、児童自立支援施設においては、教材費として算式(6)により算定した額を、特別支援学校高等部第1学年に入学する児童があるときは算式(7)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。なお、算式(7)については4月分の措置費等として支弁する。 算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童数 教育費保護単価表(措置児童数1人当たり)	(5) 教 育 費		(5) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	教育費保護単価表(措置児童数1人当たり) 学年別 小学校 中学校 特別支援学校 高等部 保護単価 (月額) 2,110円 4,180円 4,180円 算式(2) 略 算式(3) 略 算式(4) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち部活動に入部している児童であつて、部活動に必要な道具代、遠征費等の実費を合算した額。 算式(5) その施設又は里親のその月におけるその措置児童のうち学習塾に通っている児童であつて、学習塾に必要な授業料(月謝)、講習会費等の実費を合算した額。

